

報告事項 2

福祉有償運送 利用適当確認報告について

福祉有償運送の旅客の範囲は、

- ①身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者
- ②介護保険法第 19 条第 1 頁に規定する要介護認定を受けている者
- ③介護保険法第 19 条第 2 頁に規定する要支援認定を受けている者
- ④その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害（発達障害、学習障害を含む）を有する者

となっており、③、④については、運営協議会において運送の対象とすることが適当であることについて確認することが必要となっている。

当市では、福祉有償運送を行っている団体は、特定非営利活動法人 縁がわのみとなっており、平成 28 年 1 月 26 日に開催した飛騨市有償運送運営協議会において、運送の対象が適当かの確認方法を「事務局が障害者福祉担当部署及び介護保険担当部署において協議した結果を参考に判定し、結果を運営協議会（現公共交通会議）に報告する」とした。

今回、下記のとおり運送の対象とする事が適当と判断したため報告します。

	申出日	氏名	住所	利用の可否	判断基準	備考
1	平成 29 年 2 月 3 日	■■■■■	神岡町	☒ 可 ・ 否	2 月開催地域 ケア会議（神 岡圏域）にお いて「可」	要支援 1
2	平成 29 年 3 月 9 日	■■■■■	神岡町	☒ 可 ・ 否	3 月開催臨時 地域ケア会議 （神岡圏域） において「可」	要支援 2